

需要に応じた米生産の推進に係る「生産の目安」について

令和5年12月26日
埼玉県農業再生協議会

平成30年産から行政による生産数量目標の配分が廃止され、農業者や集荷業者は自らの経営判断や販売戦略に基づき、生産・販売する作物を決定することとなったことから、県再生協議会では「平成30年産以降の米政策の見直しに係る基本方針」（平成29年5月8日策定）を定め、生産数量目標の代替となる生産の目安を算定し、需要に応じた米生産に取り組んできたところである。

政策の変更から6年が経過する中で、生産の目安の算定に当たり、国が示す需給状況に加え、地域の民間在庫量や作付動向、販売状況などを勘案することが求められている。

そこで、令和6年産以降の生産の目安の算定について下記のとおり定める。

また、県再生協議会では、水田の高収益化等を推進するとともに、主食用米と麦・大豆や飼料用米等の戦略作物を組み合わせた生産性の高い農業が営まれ、農業者の経営安定が図られるよう、関係機関・団体が一丸となった取組を推進する。

記

1 生産の目安

生産数量目標の代替となる数値を「生産の目安」として設定し、地域再生協議会に情報提供を行う。

(1) 提示の種類 「生産の目安(t)」とあわせて面積換算した「生産の目安(ha)」

(2) 算定方法

「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」で国が示す直近の過去6年分の本県の需要実績から全国需要実績に対するシェアを算出する。その中庸な4年分の平均値を全国の需要見通し数量に乗じて本県の需要量を算定し、これを生産の目安とする。

なお、必要に応じて、上記計算結果に近年の作付動向や在庫量、販売状況などを勘案し、生産の目安を設定する。

各地域再生協議会毎の生産の目安は、本県の生産の目安に各市町村の前年の生産の目安のシェアを按分して算出する。

(3) 提供方法及び時期

生産の目安は、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」が示された後の毎年12月に作成し、県再生協議会から地域再生協議会へ情報提供する。

提供された生産の目安は、地域再生協議会から各生産者まで提供されることが望ましいが、地域毎に米の生産状況が異なることから、提供の実施も含め地域再生協議会の判断で決めることとする。

2 その他

1については、全国の米の需給状況や社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行うこととする。